国、島根県・鳥取県及び関係市等による住民相談窓口の設置



国における対応

- ▶ 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)等は、速やかに住民等からの問合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニースを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- ▶ オフサイトセンターでは、島根県・鳥取県及び関係市の問合せ対応を支援。

島根県・鳥取県及び関係市における対応

▶ 島根県・鳥取県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、 被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

原子力事業者(中国電力)における対応

▶ 原子力事業者(中国電力)は、原子力災害発生時、直ちに相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

① 事故の発生日時及び概要

⑤ 住民等がとるべき行動

② 事故の状況と今後の予測

- ⑥ 避難対象区域及び屋内退避区域
- ③ 原子力発電所における対応状況
- ⑦ 被災企業等への援助・助成措置

④ 行政機関の対応状況



感染症流行下での原子力災害時における対応の検討

島根県防災部原子力安全対策課 (原子力防災対策室)

1. 国(内閣府原子力防災)における対応

- ・新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災 害時における防護措置の基本的な考え方(令和2年6月2日)
- ・新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災 害時における防護措置の実施ガイドライン(令和2年11月)

2. 島根県における検討

国のガイドラインを参考に、島根県版の原子力災害時の感染症対応マニュアルを策定

3. 島根県版の原子力災害時の感染症対応マニュアル(案)

① 対応のポイント

- ・ 避難過程において、健康確認(検温・咳等自覚症状の確認)を実施
- ・ 健康確認の結果、「発熱や咳等のある者」と「それ以外の者」に区分
- 「発熱や咳等のある者」に対して、避難過程において感染症検査を実施
- ・「濃厚接触者」は、避難先に避難せず一定期間県内で一時滞在を行う

② マニュアル構成

避難等の過程や避難先での感染拡大を防止するため、防災関係機関に おいて、原子力災害時に住民等への対応を行う際に留意すべき感染症対 策について、広域避難の対応場面ごとにまとめたマニュアルとする。

【対応場面】

- ・ 一時集結所における対応
- ・ バス避難における対応
- ・ 安定ヨウ素剤の緊急配布における対応
- ・ 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応
- ・ 感染症検査における対応
- ・ 屋内退避時における対応
- ・ 避難先における対応